

公益財団法人日本アレルギー協会個人会員規程

(目的)

第1条 当協会は、法人の円滑な運営のため、個人会員を設ける。

(会員の基準)

第2条 当協会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入して、協会の円滑な運営に協力する個人をいう。

(会員の種類)

第3条 個人会員は、正会員及び一般会員の二種とする。

- 正会員 (アレルギー学会の会員など医師、看護師その他専門職の医療従事者)
- 一般会員 (患者や家族などの一般市民)

(会費の額)

第4条 年会費は4月から翌年3月までを有効期限とします。

- 正会員 1口 年額 5,000円(1口以上)
- 一般会員 1口 年額 1,500円(1口以上)

(会費)

第5条 会員は、その年度内に所定の会費を納入する。

- 2 2年以上会費の納入がない場合は、退会したものとみなされる。
- 3 既納の会費は、いかなる理由によっても返還しないものとする。
- 4 受取個人会員費は、原則として協会の管理費に使用するが、公益目的事業として使用することもできる。

(会員の特典)

第6条 正会員は正会員証の交付、当協会の機関紙「info Allergy」および「Allergy Today」の配布、一般会員は一般会員証の交付、「Allergy Today」の配布を定期的に受けられる。

- 2 会員は、当協会主催の各会員向け公開研修会、講演会等に参加することができる。
- 3 当協会の理事および評議員を、正会員の中から選出することができる。
- 4 会員は、当協会の運営について、意見をのべることができる。
- 5 会員は、当協会作成の「アレルギー関連冊子」の送付を優先して受けられる。

(本支部の役割)

第7条 会員の募集は原則として支部単位で行う。

- 2 本部は全国共通の案内、会員証の交付、機関紙の発送、入金管理等の業務を行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は評議員会の承認を要する。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人日本アレルギー協会として登記した日（平成22年9月1日）から施行する。
- 2 平成25年3月15日 一部改正
- 3 平成28年3月18日 一部改正